

大阪大学免除申請者(申請者本人)

[illegible]

高等教育修学支援制度授業料等免除申請状況調書

高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請状況

Q1. 高等教育修学支援制度による授業料等免除申請(新規申請/継続申請)を行っていますか？

- ☐ 行った(行う予定) ☐ 行わなかった(行わない)

高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請を行わなかった理由

Q2. Q1 で申請を行わなかった(行わない)と回答した場合はその理由を回答してください。

◆令和3年度以降日本人等学部入学者で、A・B に該当しない方は、大阪大学授業料免除制度へ申請することはできません

- A.高等教育修学支援制度の支援対象者の要件のうち、以下いずれかの理由により「大学入学までの期間に関する要件を満たさない」ため(学士入学・学士編入学により本学に入学している場合を含む)

学校種別	教育機関名等	卒業年月(西 暦)
		年 月
		年 月

◆A.の理由により「大阪大学授業料免除等制度」に申請する方は、上表に高校卒業からの経歴を記入し、詳細を選択してください。

- ☐ 1. 高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から本学入学までに2年を経過している
- ☐ 2. 高卒認定試験に合格(ただし、受験資格取得年度初日から合格まで5年を経過していないこと。5年を経過した後も毎年度認定試験を受験している場合は除く。)した年度の翌年度の末日から本学入学までに2年を経過している者
- ☐ 3. 個別入学資格審査を経る場合にあって20歳に達した年度の翌年度の末日までに入学していない者
- ☐ 4. 転学・編入学で入学前の在籍課程終了後から本学入学までに1年を経過している
- ☐ 5. 既に「学士」の学位を取得している

◆5.の理由を選択した方で、初めて大阪大学授業料免除等制度への申請を行う方は、学士の学位を取得していることがわかる書類を提出ください(例:卒業証明書)

◆災害傷病その他やむを得ない事由により、当該期間を経過して進学した場合は、支援の対象となる場合があります。

- ☐ B.在籍していた高等教育機関で一度支援を受けたことがあるため(本学への再入学の場合も含む)

◆他大学等在籍時に高等教育修学支援制度による支援を受けていた方で、本学の1年次から入学する方以外は、「大阪大学授業料免除等制度」ではなく、「高等教育修学支援制度」に申請していただくことになります。

学校種別	教育機関名等	支援期間(西 暦)
		年 月 ~ 年 月

◆B.の理由により「大阪大学授業料免除等制度」に申請する方は、上表に支援を受けていた教育機関名と支援期間を記入してください。

- ☐ C.高等教育修学支援制度の支援対象者となる家計の経済状況に関する要件を満たさないため [①②も ☒

◆令和3年度以降日本人等学部入学者で、A・B に該当しない方は、大阪大学授業料免除制度へ申請することはできません

- ☐ ① 支援対象者の所得に関する要件を満たさないため
- ☐ ② 支援対象者の資産に関する要件を満たさないため

- ☐ D.高等教育修学支援制度の支援対象者となる学業成績・学修意欲に関する要件を満たさないため [①②も ☒

◆令和3年度以降入学者で、A・B に該当しない方は、大阪大学授業料免除制度へ申請することはできません

- ☐ ① 休学期間を除き最短修業年限で卒業できないことが確定しているため
- ☐ ② ①以外の学業成績・学修意欲に関する要件を満たさないため

- ☐ F. 本学在籍中に一度支援を受けていたが支援を打ち切られたため

◆令和3年度以降日本人等学部入学者で、A・Bに該当しない方は、大阪大学授業料免除制度へ申請することはできません

- ☐ F. 高等教育修学支援制度の支援対象者の要件のうち「在留資格等に関する要件」を満たさないため

◆在留資格「家族滞在」のうち、一定の要件を満たす方は、大阪大学授業料免除制度へ申請することはできません

- ☐ G.上記に該当しない場合(以下の欄に理由を記載してください)